

災害時ボランティア活動等への車両貸出しに関する協定書

ネットヨタ多摩株式会社（以下「甲」という。）と社会福祉法人福生市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時および災害対策におけるボランティア活動等への車両貸出しに関する事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時及び災害対策において甲が乙に対し、災害時ボランティア活動等への無償車両貸出しに関し、必要な事項を定める。

（車両の貸出し）

第2条 甲は、災害時の効果的なボランティア活動を支援するため、次の各号のいずれかの場合に、乙の申し出により緊急対応のため甲が所有する車両を貸出す。

- （1） 東京都内で、震度5以上の地震が起きたとき。
- （2） 福生市災害対策本部が設置されたとき又は警戒宣言が発せられたとき。
- （3） 関東近郊で被災を受けた地区へ乙が支援体制に入るとき。
- （4） 前各号に掲げる場合のほか、災害等により乙が車両貸出しを申し出たとき。

（貸出し車両の管理）

第3条 乙が甲から借り受けた車両は乙が管理保管を行う。

（運転者）

第4条 運転者は乙が許可した者とする。

（安全点検整備）

第5条 甲は安全点検整備を実施した車両を貸出しするものとする。

- 2 運転者は借り受けている期間の使用する前に日常点検整備及び確認を実施しなければならない。

（利用上の注意）

第6条 乙及び運転者は、車両を細心の注意をもって取り扱い、走行の安全を第一として、道路交通法を遵守すること。

- 2 走行中、車両に異常を発見したときは、その旨報告及び記録すること。
- 3 事故の大小や自損にかかわらず、事故が発生した場合は、法令で定められた措置をとるとともに、事故の状況等を速やかに乙に報告すること。また、当該事故に関し、第三者と示談または協定するときはあらかじめ、乙と協議する。これらすべての件につき乙は甲へ報告する義務がある。

(損害賠償責任)

第7条 運転者が車両を使用して第三者及び甲、乙に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし事故により生じた損害賠償は、甲が加入している自動車保険の限度内において補償し、保険限度額を超える部分の損害及び保険約款による免責事項に該当するものについては、運転者がその責任において負うものとする。

(社会貢献に関するPR)

第8条 この協定を締結するにあたり、甲は広告、宣伝媒体等で本協定における社会貢献をPRすることができることとし、乙は定期的に甲の社会貢献活動について、情報発信媒体にて周知する。

- 2 甲及び乙が本協定における社会貢献をPRする際は内容について事前に協議のうえ実施する。
- 3 乙は借り受けた車両に、甲、乙の名称をはっきりと明示し運行する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙何らの意思表示もないときは、1年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年4月1日

甲 福生市志茂215
ネットヨタ多摩株式会社
代表取締役社長 天 野 博

乙 福生市南田園2-13-1福祉センター内
社会福祉法人 福生市社会福祉協議会
会 長 濱 垣 寿一郎